

実施設計業務委託特記事項（案）

参考資料

1 特記事項の適用

本設計業務委託特記事項（以下「特記事項」という。）で、□印及び■印の付いた項目については、■印の付いた項目を適用する。また、特記事項に記載されていない事項は、「設計業務委託仕様書」による。

1.1 件 名 渋谷区小中一貫教育校（千駄谷小学校・原宿外苑中学校）（仮称）建設
工事 実施設計業務委託

1.2 委託場所 渋谷区神宮前一丁目24番1、4番2、5番7（地名地番）

1.3 契約期間 契約締結の日から令和10年（予定）まで

1.4 委託業務内容

設計の概要（設計委託に当たり想定する内容）

「基本設計図書」による。

「要求水準書（小中一貫教育校版）※業務開始時の最新版」による。

ZEB化対象案件

■新改築・増築工事

難易度による補正の有無

〔総合〕 □あり ■なし

〔構造〕

特殊な構造（国土交通大臣の認定を要するものを除く。） ■あり □なし

〔設備〕 □あり ■なし

□改修工事 □設備改修工事 ■解体工事

既存図面の有無： ■紙図面あり □CADデータあり □既存図面なし

積算に使用できる既存数量調書・内訳明細書： □あり ■なし

事業を継続させながら行う工事： □対象 ■非対象

発電設備： □あり ■なし

空調設備： ■あり □なし

昇降機設備： ■あり □なし

簡易な外壁等改修工事対象棟： □あり ■なし

解体・グラウンド整備等工事： ■あり □なし

■その他

擁壁工事

建築物の種類

七 教育施設

予定工事費

未定

直接人件費の算定における標準設計業務人・時間数

(発注者が行う標準設計業務人・時間数、追加業務を除く)

未定

建設予定工期

未定

1.5 建築基準法に基づく計画通知の要否

■計画通知必要(別記による)

代表となる設計者(■受託者 □工事主管課長)

計画通知の申請予定日 未定

手数料の納付 (□委託料に含む □委託料に含まない)

計画通知の申請先は監督員との協議による

※民間確認申請機関を活用する場合の申請費用は、受託者が負担すること

□計画通知(建築物)不要

1.6 管理技術者の資格要件

■ プロポーザル方式の実施要領による

□ 建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士

□ 建築士法(昭和25年法律第202号)による建築設備士

□

2 業務の内容

実施設計業務(以下「設計業務」という。)の内容は、下表に掲げる業務内容に基づきアからエまでとする。

また、設計成果物は、別表1のとおりとする。なお、作成図面の内訳及び縮尺は別表2の図面内訳を標準とし、その詳細は業務着手時に監督員と協議しなければならない。

項 目		業 務 内 容
(1)要求等の確認	① 監督員の要求等の確認	実施設計に先立ち又は実施設計期間中、監督員の要求等を再確認し、必要に応じて設計条件の修正を行う。
	② 設計条件の変更等の場合の協議	基本設計の段階以降の状況の変化によって、監督員の要求等に変化がある場合、施設の機能、規模、予算等基本的条

		件に変化が生じる場合又はすでに設定した設計条件を変更する必要がある場合においては、監督員と協議する。
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	① 法令上の諸条件の調査	建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件について、基本設計の内容に即した詳細な調査を行う。
	② 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	実施設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。
(3) 実施設計方針の策定	① 総合検討	基本設計に基づき、意匠、構造、設備の各要素について検討し、必要に応じて業務体制、業務工程等を変更する。
	② 実施設計のための基本事項の確定	基本設計の段階以降に検討された事項のうち、監督員と協議して合意に達しておく必要のあるもの及び検討作業の結果、基本設計の内容に修正を加える必要があるものを整理し、実施設計のための基本事項を確定する。
	③ 実施設計方針の策定と監督員への説明	総合検討の結果及び確定された基本事項を踏まえ、実施設計方針を策定し、監督員に対して説明する。
(4) 実施設計図書の作成	① 実施設計図書の作成	実施設計方針に基づき、監督員と協議の上、技術的な検討、予算との整合の検討等を行い、実施設計図書を作成する。 なお、実施設計図書においては、工事施工者が施工すべき建築物及びその細部の形状、寸法、仕様、工事材料、設備機器等の種別、品質及び特に指定する必要がある施工に関する情報（工法、工事監理の方法、施工管理の方法等）を具体的に表現する。
	② 計画通知図書の作成	所管の官公庁等との事前の打合せ等を踏まえ、実施設計に基づき、必要な建築確認申請図書を作成する。
(5) 概算工事費の検討		実施設計業務中間時点及び実施設計図書の検討が完了した時点において、当該実施設計内容に基づく建設工事に通常要する費用を概算する。工事費概算にあたっては、予定工事費を超過しないように VE 検討を行う。
(6) 実施設計内容の監督員への説明等		実施設計を行っている間、監督員に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について監督員の意向を確認する。また、実施設計図書の作成が完了した時点において、実施設計図書を監督員に提出し、監督員に対して、設計意図及び実施設計内容の総合的な説明を行う。

アからエまでに掲げるもののうち、必要な項目は■印のものとする。

ア 次に掲げる実施設計図及び計算書等の作成

■ 設計図の原図（電子データ）

■ 建築意匠設計図

- 建築構造設計図
- 仮設計画図
- 解体図
- 工事工程表
 - 新築・改築・増築における工事予定工程表は、（一社）日本建設業連合会の建築工事適正工期算定プログラム（Ver.2）を活用し作成する
 - 建物の用途・規模・施工条件等を鑑み、適切に想定して作成した仮設計画図等を基に適切に工事予定工程表を作成する
- 電気設備設計図
- 機械設備設計図
- 縮小製本（見開き A3 判）（...2...部）
- 当該設計対象施設の工事に係る特記仕様書
- 構造計算書
- 設備設計計算書
- 打合せ記録簿の作成
- 委託業務に関する協議書の作成

イ その他実施設計に必要な業務

- 建物保全データの作成

監督員から「建物保全データ（エクセル様式）」を受領し、データの作成を行うこと。

なお、既存施設の改修工事の場合は、当該施設の機器情報等を取り込んだ「建物保全データ（エクセル様式）」の有無を確認し、データの作成・更新を行うこと。

作成方法は、>「東京都財務局トップページ>建築工事と建物保全>申請様式>建物保全データについて」を参照すること。

(<http://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/kentikuhozen/220521tatemonohozen.html>)
- 環境配慮チェックシートの作成
- 省エネルギー計画書・計算書の作成及び申請業務（標準入力法 PAL＊／BEI）

建築物省エネ法（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律）の基準への適合が必要な新築、改築、増築（積算標準第 2 章を適用する実施設計の場合は本項目を削除する。）
- 省エネ・再エネ東京仕様導入表の作成
- リサイクル計画書の作成
- 再生資源利用計画書の作成—建設資材搬入工事用
- 再生資源利用促進計画書の作成—建設副産物搬出工事用
- 「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」（最新版を適用のこと）に基づく（ア）から（ウ）までのチェックリストを作成（リサイクル計画書に添付）し、あらかじめ監督員に説明を行い、確認を受けた上で提出しなければならない。

また、環境物品等については、これを使用した設計を原則とし、設計内容を踏まえて採用する品目を検討する。

(ア)環境物品等（特別品目）使用予定チェックリスト（東京都都市整備局）

(イ)環境物品等（特定調達品目）使用予定チェックリスト（東京都都市整備局）

(ウ)環境物品等（調達推進品目）使用予定チェックリスト（東京都都市整備局）

■ 都立建築物のユニバーサルデザイン導入計画書【実施設計】の作成

■ 都立建築物のユニバーサルデザインチェックリストの作成

■ 設計内容の適正化及びコスト管理チェック表《実施設計》の作成

概算工事費の検討は、あらかじめ監督員に「設計内容の適正化及びコスト管理」方針の説明を行い、確認を受けた上で実施しなければならない。

「設計内容の適正化及びコスト管理チェック表《実施設計》」の作成方法は、国土交通省ホームページ内の「官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン」（下記リンク）を参照すること。これにより難しい場合は、あらかじめ監督員と協議すること。（https://www.mlit.go.jp/gobuild/cost_gl.html）

☐

■ 成果品の電子データを収めたDVD-Rの作成

ウ 追加業務

■ 中間時点の工事費概算書の作成

※中間時点：未定

■ 工事費概算書の作成

※積算資料の作成は原則としてRIBCによる。（RIBC（リビック）とは、（財）建築コスト管理システム研究所が開発した「営繕積算システム」をいう。）
解体工事の積算方法については監督員との協議による。

■ 数量積算書

■ 工種別積算チェックリスト

■ 見積比較表

■ 見積書

■ 単価適用根拠（物価本等写）

■ 建築基準法等関係法令に基づく必要な図書の作成及び申請業務（別記による）

※避難安全検証を採用する場合は行政協議・相談・資料作成・提出・受領・報告業務（議事録作成を含む）を行うこと。

☐ 仮庁舎等の仮設建築物の設計及び関係法令に基づく申請業務

☐ 許認可申請図書の作成及び申請業務

高さ許可申請

■ 評定申請図書の作成及び申請業務

■ ZEB Ready 認証申請

☐

■ 省エネルギー計画書の作成及び申請業務（標準入力法 PAL＊／BEI）

建築物省エネ法（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律）の基準への適用が必要な新築、改築、増築（積算標準第 1 章を適用する実施設計の場合は本項目を削除する。）

■ 建築物環境計画書の作成及び申請業務

延べ面積 2,000 ㎡以上の新築、増築

■ 緑化計画書の作成、現地調査及び申請業務

敷地面積 250 ㎡以上の新築、改築、増築

■ 透視図の作成（電子データ）

外観【周囲の街区等の景観含む】（鳥瞰図 1 枚、見上げ図 2 枚）

内観 9 枚（サイズ A2 、特記事項）

■ 模型製作（渋谷区景観計画における事前協議（景観審査会）等を使用するもの）

縮尺（1／200 程度）、主要材料（スチレンボード、色紙・デザイン紙貼り）

ケースの有無（任意）材質（任意）

■ 国庫補助申請に係る関係資料の作成協力（文部科学省、環境省補助）

■ ZEB Ready 達成検討および中間報告（省エネルギー計算含む）

■ 設計 VE への協力業務

■ 設計レビュー等への協力業務（委託者が作成する設計資料及び実施設計図書のレビューシートへの回答及び検討、庁内への説明資料作成など）

☐

エ 特別依頼業務

■ 公共建築設計者情報システム（PUBDIS）の登録

■ デジタルテレビ放送受信障害予測調査（別記による）

☐ 石綿及び PCB 含有分析調査

別途石綿及び PCB 含有分析調査業務委託仕様書による。

☐ 敷地測量（多角測量、水準測量、現況測量、高低測量、面積測量、樹木調査）

☐ 地盤調査（3 か所程度 標準貫入試験、室内土質試験）、その他必要と思われる調査等がある場合は別途協議とする

■ 樹木移植調査（基本設計結果による）

3 現場実態の把握

受託者は、設計に当たり、設計の対象となる敷地や現況建物、近隣等の調査を行うとともに、既存図面やしゅん功図書等を確認し、現場の実態を十分に把握の上、設計に反映しなければならない。

特に改修工事や解体工事等におけるアスベスト含有建材の有無については、現場や既存図面等を十分に調査の上、設計に反映するものとし、別に分析調査等が必要な場合は監督員と協議すること。

4 プロポーザル方式により設計業務を受託した場合の業務履行体制

受託者は、本実施設計又は本実施設計の前提となる基本設計をプロポーザル方式により受託した場合には、プロポーザル方式の技術提案書により提案した履行体制により当該業務を履行すること。

なお、技術提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、予期せぬ退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の承諾を得なければならない。

5 適用基準等

受託者は、次に示す基準等に基づき設計業務を実施するものとし、これ以外の基準等を適用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。なお、次に示す基準等は監督員に貸与を受けること。

ア 共通（建築・電気設備・機械設備）

- ・公共建築物整備の基本指針（財務局）
- ・東京都建設リサイクルガイドライン
- ・施工条件明示の手引き（財務局）
- ・渋谷区経営企画部電子納品運用ガイドライン（経営企画部）
- ・都立建築物のユニバーサルデザイン導入ガイドライン
- ・省エネ・再エネ東京仕様
- ・要求水準書（業務開始時の最新版）

イ 建築

- ・東京都建築工事標準仕様書
- ・構造設計指針・同解説（財務局）
- ・国産木材を活用した塀等の設置ガイドライン

ウ 電気設備

- ・東京都電気設備工事標準仕様書
- ・デジタルテレビ放送受信障害対策処理要領（財務局）

エ 機械設備

- ・東京都機械設備工事標準仕様書

6 電子データで提出された設計図書の利用許諾

委託者は、受託者から電子データで提出された設計図書を、当該設計による事業のため、次に利用することができるものとする。

ア 工事発注時に入札希望参加者に対し、電子データを貸与（工事費積算用）

イ 工事施行時に受注者に対し、電子データを貸与（施工図及びしゅん功図等の作成用）

7 技術提案型総合評価方式への協力

受託者は、設計業務完了後に当該設計による工事の技術提案型総合評価方式が実施される場合は、委託者が行う技術提案課題の検討に協力しなければならない。

8 成果物等および提出部数

設計業務の成果物等及び提出部数は別表 1 による。

9 その他

- 渋谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例に伴う説明会資料の作成および説明会に参加をすること。
- 委託者が行う渋谷区議会への説明資料の作成に協力すること。
- 委託者が行う庁内設計報告（2 回程度）、建て替え準備委員会（2 回程度）等の説明資料の作成に協力および同席をすること。
- 敷地近隣と区協議が必要になる場合は、説明資料の作成および協議へ同席すること。
- 委託者は、本事業の遂行にあたり、コンストラクション・マネジメント業者（以下「CMR」という。）にコンストラクション・マネジメント方式による発注者支援業務を委託している。本業務期間中、委託者の指示に基づいてCMRから依頼等があった場合には、これを委託者からの依頼等として対応すること。

別記 計画通知等申請図書の作成及び申請手続き業務

- 受託者は、当該設計業務の対象施設の建設に伴う建築基準法等関係法令に適合させた図書の作成を行い、申請手続きを行わなければならない。

ア 計画通知等の申請図書の作成

- (ア) 受託者は、その責任において建築基準法等関係法令に適合する図書を完成させなければならない。
- (イ) 計画通知やそれに伴う許認可、構造計算適合性判定及び省エネ適合性判定（以下「計画通知等」という。）の申請後、「適合しない旨の通知」若しくは「決定できない通知」等が交付された場合などの設計内容のかしは、受託者の責任において、修補しなければならない。
なお、これらにかかる再申請の手数料は、受託者の負担とする。

イ 計画通知等の申請手続き業務

- (ア) 受託者は、計画通知等の申請手続き（提出、説明、照合、受領業務）を行わなければならない。
- (イ) 構造計算適合性判定を伴う場合について、指定構造計算適合性判定機関は、監督員と協議の上、決定するものとする。
- (ウ) 省エネ適合性判定を伴う場合は、計画通知を所管する行政庁又は登録省エネ判定機

関のどちらを選択しても良いものとする。

- (エ) 構造計算適合性判定の申請は、原則として、計画通知の審査期間における意匠審査、設備審査、構造審査を受けた後、指摘事項に対しての修正後に行うものとする。
- (オ) 当初の計画通知の申請手数料は、「1. 5 建築基準法に基づく計画通知の要否」による。
- (カ) 構造計算適合性判定及び省エネ適合性判定の申請手数料は、受託者の負担とする。
- (キ) 避難安全検証法の申請が必要な場合、申請手数料は、受託者の負担とする。

別記 デジタルテレビ放送受信障害予測調査

- 受託者は、当該設計業務の対象施設の建設に伴う地上デジタルテレビ放送（以下「地デジ」という。）受信障害の範囲を技術的に予測し、障害対策の実施を円滑に遂行するため、地デジ受信の現況調査を実施しなければならない。

現況調査は、机上検討と現地調査により実施する。

1 机上検討

- 地デジ電波の受信状況想定
- 地デジ電波の送信状況
- 高層建物及び住宅等の分布状況
- 地形の状況
- ☐

2 現地調査

(1) 調査地点 調査地点数 地デジは約 9 点 (BS・CS は別途約 5 点)

(2) 調査内容

ア 地デジ電波の受信状況調査

(ア) 対象テレビ電波

対象地域で受信しているすべての地上デジタルチャンネル及び BS・CS デジタル放送。

イ 建物の現況及び今後の見込み

ウ 地形の状況変化

3 報告書類

- (1) 報告書
- (2) 各調査地点におけるチャンネル別の受信状況（調査結果一覧表）
- (3) 各調査地点における画像写真
(チャンネル別・カラー写真、ファイル綴じ)
- (4) 影響範囲の予測地域図
- (5) 提言書（調査結果の説明及び障害解消対策についての意見書）

4 主任技術者の選任届及び資格

受託者は、CATV 技術者資格制度における「CATV エキスパート（受信調査）」又は相当の受信障害に関する専門知識及び技術を有する者の中から、調査に関する総合管理をつかさどる主任技術者を定め、書面をもって氏名を届け出なければならない。

別表 1 設計成果物納品リスト（その 1）

注：計画通知申請内容を反映したものとする。

	対 象	成果物等	部 数	電子 データ	仕様・備考
業務実施 計画書	■	委託概要	—	○	
		設計業務体制及び技術者届			
		設計方針			
		設計業務工程表			
		その他			
設計図書	■	設計図の原図（A1）	—	○	オリジナルデータ&中間ファイルデータ&PDF&JWW
	■	縮小製本（見開き A3 判）	2		
	■	特記仕様書	2	○	
計算書	■	構造計算書	—	○	
	■	設備設計計算書	—	○	
積算 注	■	工事費概算書（中間時点）	—	○	
	■	工事費概算書（完了時点）	—	○	RIBC データ
	■	数量積算書	—	○	
	■	工種別積算チェックリスト	—	○	
	■	見積比較表	—	○	
	■	見積書	—	○	
	■	単価適用根拠（物価本等写し）	—	○	
行政届出	■	建築基準法等関係法令に基づく図書	1	○	
	□	許認可申請図書	1	○	
	■	評定申請図書（ZEB Ready 認証申請）	1	○	
	□	評定申請図書	1	○	
	■	省エネルギー計画書	1	○	
	■	建築物環境計画書	1	○	
	■	緑化計画書	1	○	（敷地 250 m ² 以上）
業務書類	■	打合せ記録簿	—	○	
	■	PUBDIS 登録書（写し）	—	○	PDF
業務完了 報告書	■	設計概要	—	○	
		業務結果内容			
		業務工程表（実施を朱書き）			
		納品書			
		協議書			

		その他			
--	--	-----	--	--	--

別表 1 設計成果物納品リスト（その2）

注：計画通知申請内容を反映したものとする。

対象	成果物等	部数	電子データ	仕様・備考
■	建物保全データ	—	○	
■	環境配慮チェックシート	—	○	
■	省エネ・再エネ東京仕様導入表	—	○	
■	リサイクル計画書	—	○	
■	再生資源利用計画書ー建設資材搬入工事用	—	○	
■	再生資源利用促進計画書ー建設副産物搬出工事用	—	○	
■	環境物品等(特別品目)使用予定(実績)チェックリスト(東京都都市整備局)	—	○	特別品目を選択した場合
■	環境物品等(特定調達品目)使用予定(実績)チェックリスト(東京都都市整備局)	—	○	調達推進品目を選択した場合
■	環境物品等(調達推進品目)使用予定(実績)チェックリスト(東京都都市整備局)	—	○	特定調達品目を選択した場合
■	都立建築物ユニバーサルデザイン導入整備書【実施設計】	—	○	
■	都立建築物ユニバーサルデザイン導入ガイドラインチェックリスト	—	○	
■	設計内容の適正化及びコスト管理チェック表《実施設計》	—	○	
■	設計レビュー資料	—	○	協力
■	成果品の電子データを収めたDVD-R	2		別に定める仕様による
■	透視図	—	○	JPEG
■	模型・写真（ カット程度）	1	○	
■	国庫補助申請に係る関係資料	1	○	
■	ZEB Ready 達成検討資料	—	○	
■	デジタルテレビ放送受信障害予測調査報告書	1	○	
□	石綿含有分析調査報告書	1	○	
■	樹木移植調査	—	○	基本設計結果による
■	設計 VE 資料	—	○	

別表２ 図面内訳（標準）

注：図面の種類および縮尺等の詳細については、下記表を基に監督員と協議する。

		図面	標準縮尺	備考
建築設計図	意匠	表紙		図面枚数が少ない場合は省略
		図面目録		同上
		特記仕様書		
		工事区分表		
		敷地案内図	1/3000 又は 5000	
		敷地求積図		
		配置図	1/500 又は 600	
		面積表		必要に応じて建物求積図を作成する
		仕上げ表		
		平面図（各階）	1/200 又は 100	
		立面図（各面）	1/200 又は 100	
		断面図	1/200 又は 100	
		矩計図	1/50 又は 30	
		詳細図（平面詳細図）	1/50 又は 30	必要に応じ、1/2、1/5、1/10、1/20
		（断面詳細図）	1/50 又は 30	必要に応じ、1/2、1/5、1/10、1/20
		（部分詳細図）	1/50 又は 30	必要に応じ、1/2、1/5、1/10、1/20
		展開図	1/100 又は 50	各室全て作図すること
		天井伏図	1/200 又は 100	
		建具キープラン	1/200 又は 100	
		建具表		
		工作物等詳細図		配置図又は外構図と組み合わせも可
		外構平面図	1/200 又は 100	必要に応じ、1/300、1/500
		外構詳細図	1/50 又は 30	
		植栽図		外構図と組み合わせも可
		サイン図		
		仮設計画図（指定仮設）		参考図と組み合わせも可
		仮設計画図（参考図）		
		工事工程表		
		各種計算書		必要に応じて図面に記載する
		その他計画通知申請に必要な図面		
	構造	構造共通図		必要に応じて構造特記仕様書を追加
		杭・基礎・基礎梁・床版伏図	1/200 又は 100	
		各階伏図	1/200 又は 100	
		軸組図	1/200 又は 100	

		断面リスト	1/50 又は 30	
		配筋リスト	1/30 又は 20	
		配筋詳細図	1/30 又は 20	
		標準詳細図		
		基礎配筋図	1/50 又は 30	
		各部配筋図	1/50 又は 30	
		鉄骨詳細図	1/30 又は 20	
		各種計算書		必要に応じて図面に記載する
		その他計画通知申請に必要な図面		
解体図		解体図（参考）	適宜	

注：図面の種類および縮尺等の詳細については、下記表を基に監督員と協議する。

		図面	標準縮尺	備考
電気設備設計図	電気	表紙		図面枚数が少ない場合は省略
		図面目録		同上
		特記仕様書		
		工事区分表		
		案内図	建築図に準ずる	
		全体配置図	建築図に準ずる	
		屋外設備配線図（平面図）		
		機器仕様書		
		機器姿図		
		結線図		
		機器配置・配線図（平面図）	建築図に準ずる	
		系統図、システムブロック図		
		空配管図（平面図）	建築図に準ずる	
		分電盤回路表		
		制御盤回路表		
		その他「通信・情報」に掲げる図表		
		その他計画通知申請に必要な図面		
	通信情報	表紙		図面枚数が少ない場合は省略
		図面目録		同上
		特記仕様書		
		案内図	建築図に準ずる	
		全体配置図（平面図）	建築図に準ずる	

		屋外設備配線図（平面図）	建築図に準ずる	
		機器仕様表		
		機器姿図		
		系統図、システムブロック図		
		構内配線図（通信・情報設備配管図）	建築図に準ずる	
		機器配置図（平面図）	建築図に準ずる	
		機器設置場所一覧表（卓上電話機等の固定設置しない機器がある場所）		
		その他計画通知申請に必要な図面		
解体図		電気設備解体図（参考）	適宜	必要に応じて作成する

注：図面の種類および縮尺等の詳細については、下記表を基に監督員と協議する。

	図面		標準縮尺	備考
機械設備設計図	給排水衛生ガス	表紙		図面枚数が少ない場合は省略
		図面目録		同上
		特記仕様書		
		工事区分表		
		案内図	建築図に準ずる	
		全体配置図	建築図に準ずる	
		機器表		
		器具表		
		機器姿図		
		系統図		
		屋外設備図	建築図に準ずる	
		平面図（各階）	建築図に準ずる	
		詳細図・断面図	建築図に準ずる	便所・機械室等
		その他計画通知申請に必要な図面		
	空調	表紙		図面枚数が少ない場合は省略
		図面目録		同上
		特記仕様書		
		工事区分表		
		案内図	建築図に準ずる	
		全体配置図（平面図）	建築図に準ずる	
		機器表		

		系統図（ダクト）		
		平面図（ダクト）（各階）	建築図に準ずる	必要に応じて屋外設備図を作成
		系統図（配管）		
		平面図（配管）（各階）	建築図に準ずる	必要に応じて屋外設備図を作成
		自動制御設備 機器表・システム図・ 動作ブロック図・平面図（各階）	建築図に準ずる	
		詳細図・断面図	建築図に準ずる	機械室等
		その他計画通知申請に必要な図面		
	昇 降 機	表紙		
		図面目録		
		特記仕様書		
		工事区分表		
		案内図	建築図に準ずる	
		全体配置図（平面図）	建築図に準ずる	
		仕様一覧表		
		平面詳細図	建築図に準ずる	機械室平面図含む
		出入口詳細図	建築図に準ずる	
		昇降路断面図	建築図に準ずる	
		かご室内詳細図		
		監視設備詳細図		監視盤図、配線図等含む
		設置平面図・設置断面図	建築図に準ずる	エスカレータ設備の場合
		その他計画通知申請に必要な図面		
	解 体 図	機械設備解体図（参考）	適宜	必要に応じて作成する